平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{14} ＝ 0.011
E_{15} ＝ 0.019
E_{16} ＝ 0.018
E_{17} ＝ 0.018
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01587

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{14} ＝ 0.019
G_{15} ＝ 0.034
G_{16} ＝ 0.031
G_{17} ＝ 0.031
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02645

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

I_{14} ＝ 0.048
I_{15} ＝ 0.049

平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14} ＝ 0.011
G_{15} ＝ 0.019
G_{16} ＝ 0.019
G_{17} ＝ 0.018
G_{18} ＝ 0.016
G_{19} ＝ 0.016
G_{20} ＝ 0.01590

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成13年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{13} ＝ 0.033
I_{14} ＝ 0.018
I_{15} ＝ 0.034
I_{16} ＝ 0.031
I_{17} ＝ 0.032
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.02651

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

K_{13} ＝ 0.048
K_{14} ＝ 0.048
K_{15} ＝ 0.050